

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年6月27日 |
| 【会社名】 | 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ |
| 【英訳名】 | Hokuhoku Financial Group, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 庵 栄伸 |
| 【本店の所在の場所】 | 富山市堤町通り1丁目2番26号 |
| 【電話番号】 | 076(423)7331 |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画グループ長 北川 博邦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 富山市堤町通り1丁目2番26号 |
| 【電話番号】 | 076(423)7331 |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画グループ長 北川 博邦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人 札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) |

1【提出理由】

平成26年6月25日開催の当社第11期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

普通株式1株につき 金4円00銭

第1回第5種優先株式1株につき 金7円50銭

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、堰八義博、庵栄伸、麦野英順、笹原晶博、中野隆、森田勉、二階堂裕隆及び大島雄次を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、稲葉純一を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、菊島聡史を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合（注2）） |
|--------|---------|--------|-------|------|----------------------|
| 第1号議案 | 973,107 | 659 | 102 | （注1） | 可決（93.21%） |
| 第2号議案 | | | | （注1） | |
| 堰八 義博 | 919,266 | 53,945 | 664 | | 可決（88.05%） |
| 庵 栄伸 | 948,663 | 24,548 | 664 | | 可決（90.87%） |
| 麦野 英順 | 969,875 | 2,825 | 1,174 | | 可決（92.90%） |
| 笹原 晶博 | 949,543 | 23,157 | 1,174 | | 可決（90.95%） |
| 中野 隆 | 969,874 | 2,826 | 1,174 | | 可決（92.90%） |
| 森田 勉 | 970,189 | 2,511 | 1,174 | | 可決（92.93%） |
| 二階堂 裕隆 | 970,173 | 2,527 | 1,174 | | 可決（92.93%） |
| 大島 雄次 | 921,736 | 52,122 | 16 | | 可決（88.29%） |
| 第3号議案 | | | | （注1） | |
| 稲葉 純一 | 954,024 | 19,836 | 16 | | 可決（91.38%） |
| 第4号議案 | | | | （注1） | |
| 菊島 聡史 | 945,995 | 27,865 | 16 | | 可決（90.61%） |

（注1）各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（注2）賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上